

令和7年度第2回市川市市民活動団体事業補助金審査会 会議録

1. 日 時：令和8年3月24日（火） 13時30分～16時00分
2. 場 所：市川市八幡4丁目2番1号 八幡市民交流館 ニコット 多目的室2
3. 議 題：（1）令和7年度市川市市民活動団体事業補助金実績報告の審査
（2）その他
4. 出席委員：榎戸会長、大西副会長、奈良委員、江口委員、山脇委員、
渡邊委員、石垣委員、鈴木委員、神原委員（9名）
5. 事務局：深沢課長、澁谷主幹、名嘉主任、加藤主事、篠原主事（5名）
6. 内 容

榎戸議長：	<p>ただいまから、令和7年度第2回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会します。</p> <p>まず議題1から進めてまいります。令和7年度市川市市民活動団体事業補助金実績報告の審査についてです。事務局のより説明をお願いいたします。</p>
事務局：	<p>はい。まず会議の進め方についてご説明いたします。お手元の資料A「審査会の進め方」をご覧ください。令和7年度の申請におきまして、46団体に交付決定をしており、中止1団体と実績払いを希望された1団体を除く44団体へ、概算払いにて補助金を交付しております。実績報告における額の確定につきましては、全件審査からの負担軽減を図ることを目的に、事務局による確認、形式審査を軸に、疑義等が生じ必要と認められた団体は、別途お諮りすることとなっております。本日は、2月末時点で実績報告書類が提出された26団体について、審査いただきます。4月上旬から中旬にかけて、3月提出分の20団体の額の確定に係る審査を書面にて行い、会長より決議報告をさせていただく予定です。</p> <p>次に、本日の対面審査の流れをご説明いたします。資料3をご覧ください。団体ごとの交付決定時の申請内容と今回の実績報告時の対照表となっております。こちらをもとに、1団体ごとに疑義が生じたものについて議論をしていただき、5および6団体ごとに、資料4、実績審査票を用いて、記名式で投票を行っていただきます。実績審査票についてご説明いたしますので、資料4-1をご覧ください。実績報告では、1. 事業内容、補助決定時の事業内容の通り実施されているか。2. 補助費目、補助決定時の経費内容に沿った支出となっているか。3. 改善状況、補助決定時に指摘または条件付けられた事項への対応状況はどうかの3点について、ご審査をお願いいたします。額の確定を可決する場合は○を、否決して全額返金を求める場合は×を記入の上、理由をご記入ください。可決した委員の数が過半数となった場合は、額の確定といたします。過半数に満たない場合は否決となり、団体へ返金を求めます。同数となった場合は、議論の上可否の決定を</p>

	<p>お願いいたします。なお、否決となった場合、当該団体へ否決理由を提示する必要がございますので、その内容についてご協議いただきます。</p> <p>本審査会の内容は記録に残し、会議録は市川市公式 Web サイトで公開した上で、団体にご覧いただくよう案内いたしますので、予めご了承ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
榎戸議長：	<p>ありがとうございました。それでは、審査に入ります。</p> <p>はじめに、事業番号 10、19、27、34、35 の 5 団体について審査を行います。資料 3 団体事業基本シートをご確認していただいて、質問等があればお伺いたします。では、5 分ほどお時間を取りますので、ご確認ください。</p>
江口委員：	<p>表の見方について質問ですが、右下の補助金返金額について、算出方法をお聞きしたいです。</p>
事務局：	<p>事務局より回答させていただきます。補助金の返金額は、年度の初めに団体様から申請をいただき、概算払い額として事業に使用する予定金額をはじめにお支払いしております。その後、実績報告を受けた際、実際に使用した金額が補助対象金額の合計となり、補助対象金額の 2 分の 1 までが補助金の交付額の上限となるため、実際にお支払いした金額との差額が生じる場合がございます。例えば、当初 15 万円概算払いを受けた団体様が、実際に使用した金額が 28 万円だった際、その 2 分の 1 の金額、14 万円が補助対象金額となりますので、1 万円の返金額が生じます。また、収入がある団体につきましては、収入を差し引かせていただき、実際にかかった金額で返金していただいております。そのため、返金が生じる団体様がいらっしゃいます。</p>
榎戸議長：	<p>ありがとうございます。事務局の方へ概算払いの金額についてもお聞きしてよろしいでしょうか。</p>
事務局：	<p>事務局より回答させていただきます。収入欄に記入されている、補助金収入金額が概算払いで既にお支払いをしている金額となっております。団体番号 10 番 緑のみずがき隊ですと、収入欄にあります 85,000 円が概算払いをした金額です。</p>
奈良委員：	<p>講師の出演料・講師料についてお聞きいたします。例えば、団体番号 19 古事記に親しむ会ですと、内容欄に講師の氏名等の詳細が書かれておりますが、団体番号 111 市川わんぱく広場実行委員会については、外部講師の講師料 68,000 円とのみの記載です。書き方のフォーマットは無いのでしょうか。</p>

事務局：	事務局より回答させていただきます。フォーマットの指定等を行っておらず、団体様から申請していただいた状態のまま受領しております。以上です。
榎戸議長：	団体によって、細かく記載があったり、無かったりと混合している状態にあるのですね。この資料だと、誰を呼んだか確認のしようがありませんね。講師に係る経費について、例えば1人あたりの金額等がございますが、これは補助対象としてどのようにかかわってくるのでしょうか。
事務局：	申請時に講師の人数を確認させていただいております。講師1人あたり1回5万円の上限はあるものの、講師1人あたりの金額の設定は団体にゆだねております。
奈良委員：	古事記に親しむ会は、7万円や10万円で申請していただいておりますが、この差は何でしょうか。
事務局：	<p>古事記に親しむ会さんの講師の方につきましては、出演料3名のうち70,000円お支払いした2名がプロの落語家の方、10,000円お支払いした1名が千葉大学の落語サークルの方をお呼びしたとの報告を受けております。</p> <p>又、補足でご説明させていただきますが、どのような講師をお呼びするかにつきましては、交付の申請及び決定時において、講演の内容等の審査をさせていただいております。講演会や講習会・研修会等をご依頼する講師、もしくは臨時に必要な専門的知識を有する専門員等に対しての報酬や謝礼を報償費として認めております。また、交付申請の際に申請内容について確認し、それに基づいた領収書等の原本を確認させていただく流れをしております。さらに、講演会そのものが中止となる等の内容の変更が発生した場合には、年度途中で報告していただくようにしております、変更の交付決定を行っております。以上です。</p>
榎戸議長：	<p>はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。質問が無いようですので、投票を行いたいと思います。資料4-1の投票用紙にて、5団体の可否についてご記入ください。</p> <p style="text-align: center;">(各委員 投票シート記入)</p> <p>○が全会一致となりましたので、当該事業は額確定といたします。</p>
榎戸議長：	続いて、事業番号12、13、14、16、17の5団体の審査に入ります。資料3 団

体事業基本シートをご確認ください。

(5分経過後)

榎戸議長： 何かご質問等ございますでしょうか。

山脇委員： 審査に直接の影響がないところだとは思いますが、市の施設を利用されている団体が多く、使用料の減免を受けている団体と受けていない団体があると思います。事業の性質上、本補助金以外の規定等により減免対象が限定されることに理解はできますが、市の補助金で市の施設の使用料を払っていると見えてしまうため、このことについてこれまでに議論や整理等ございましたら、教えていただけますでしょうか。

事務局： 事務局より回答いたします。市の施設に対する支払いについて、審査会から言及されたことは事務局が把握している限りありません。ただ、減免を受けている場合、すでに市が負担をしているとのことですので、減免を受けている施設使用料につきましては、補助金交付の対象外とさせていただきいております。減免を受けていない施設の使用料につきましては、補助金の対象経費とさせていただきます。以上です。

榎戸議長： それは申請時にわかるのでしょうか。

事務局： 申請時において、団体から減免利用の旨を申告させていただいております。

神原委員： 私からも失礼いたします。今更なのですが、補助金の上限は15万円なのでしょうか。

事務局： 1回目から3回目の申請団体につきましては、上限金額は30万円。4回目以降の申請団体は、15万円を上限金額にしております。

神原委員： なぜ上限金額が設定されているのでしょうか。

事務局： 上限金額の設定につきましては、団体の自立を促すという点からありまして、団体の立ち上げ時にお金が必要になる場合が多く、手厚くさせていただくため、申請回数が1から3回目の申請団体に対しては、上限金額を30万円としております。4回目以降の申請団体に対しては、自立を促すとの点で金額を

<p>神原委員：</p> <p>事務局：</p> <p>榎戸議長：</p> <p>榎戸議長：</p>	<p>少なくしており、15万円と設定しております。以上です。</p> <p>私の意見ですが、15万円や30万円だと少ない気がします。</p> <p>ご意見として検討させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。他にご質問等いかがでしょうか。他にいらっしゃらないため、投票を行いたいと思います。資料4-2の投票用紙にて、5団体の可否についてご記入ください。</p> <p>(各委員 投票シート記入)</p> <p>○が全会一致となりましたので、当該事業は額確定といたします。</p>
<p>榎戸議長：</p>	<p>続いて、事業番号18、20、22、23、27の5団体の審査に入ります。資料3 団体事業基本シートをご確認ください。</p> <p>(5分経過後)</p> <p>何かご質問等ございますでしょうか。特になさそうなので、投票に移りたいと思います。資料4-3に5団体の可否をご記入ください。</p> <p>(各委員 投票シート記入)</p> <p>○が全会一致となりましたので、当該事業は額確定といたします。</p>
<p>榎戸議長：</p> <p>江口委員：</p> <p>事務局：</p>	<p>次に、事業番号28、29、32、33、34の5団体の審査を行います。資料3 団体事業基本シートをご確認ください。</p> <p>(5分経過後)</p> <p>質問です。申請時の補助金対象額と実際の支出額について、だいぶかけ離れている団体があり、例えば、33番「実践人市川読書会」や事業番号29番「戦争はいやだ！市民の会」ですが、実績報告の際にフィードバックをするなど、今後も含めて事務局として対応することはありますでしょうか。</p> <p>事務局より回答させていただきます。まず、フィードバックの方法についてで</p>

すが、申請時にいただいた申請内容に対し、実績報告で実施がなかった場合などは事務局より確認しております。

そのうえで、事業番号 33 番「実践人市川読書会」につきましては、申請時に使用料及び賃借料の、フィルム上演使用料を計上していただいておりますが、実績報告書の提出時、実際の使用がなかったことから、申請時との金額の差が大きく生じております。団体様に、使用しなかった理由について確認をしたところ、講師として映画の撮影を行った監督をお呼びしており、その監督のご厚意で上映料がかからなかったということをご説明いただいております。

次に、事業番号 29 番「戦争はいやだ！市民の会」につきましては、消耗品額を 2 万円で申請されましたが、実績報告時には 4,852 円として提出していただいております。金額が大きく下がった理由といたしましては、申請事業で利用した消耗品から流用したため、実際にかかった費用が少なかったとご説明を受けております。

奈良委員： 全体的な話になるのですが、実績報告の内容が団体によってばらつきがあると思います。例えば、事業番号 34 番、1 日プレーパーク「市川わんぱく広場実行委員会」の事業報告書に関して、集客人数等の定量的な情報が書かれておらず、保険料の行事保険 700 人のところから、700 人の参加があったことが推測できる状態になっております。他団体をみると、参加人数等の記載がある団体様もありますので、審査がしやすいよう、金額以外の定量的な情報も入れていただきたいです。以上です。

事務局： ご意見をいただき、ありがとうございます。おっしゃる通りでございます、今後、事業報告書に実績の人数や金額などの定量的な情報の記載をしていただくよう、事務局から団体に対して提案して参りたいと思います。

山脇委員： 質問になります。重複して恐縮ですが、事業番号 29 番「戦争はいやだ！市民の会」の通信運搬費について、申請時には「案内等送付料」として 21,000 円の申請を上げており、全額補助対象経費として認められているものの、5,000 円ほど少ない金額、16,240 円で実績報告書を提出されております。この金額について、追加説明の資料や情報等があれば教えていただきたいです。

また、事業番号 34 番「市川わんぱく広場実行委員会」事業計画概要において、年 4 回実施予定との記載があり、回数だけを重んじるわけではございませんが、実際開催された回数が報告書から読みとることが出来なかったため、情報があれ教えていただきたいです。以上です。

<p>事務局：</p> <p>榎戸議長：</p>	<p>事務局より回答させていただきます。事業番号 29 番「戦争はいやだ！市民の会」の通信運搬費につきましては、団体から特定の事情で減額になったということはお聞きしておりません。ただ、おそらくになります、案内を送付した件数が当初の見込みより少なくなったことによる減額だと考えております。</p> <p>続いて、事業番号 34 番「市川わんぱく広場実行委員会」のご提出いただいた実績報告書による実施結果につきまして、計画通り年間で 4 回のプレーパークが開催され、延べ 960 名の参加があったとご報告を受けております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。他にご質問等いかがでしょうか。他にいらっしゃらないため、投票を行いたいと思います。資料 4-4 に 5 団体の可否をご記入ください。</p> <p style="text-align: center;">（ 各委員 投票シート記入 ）</p> <p>○が全会一致となりましたので、当該事業は額確定といたします。</p>
<p>榎戸議長：</p> <p>石垣委員：</p> <p>事務局：</p>	<p>最後に、事業番号 36、39、40、41、44、47 の 6 団体の審査を行います。資料 3 団体事業基本シートをご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">(5 分経過後)</p> <p>ご提案としてお伝えします。資料 3 団体事業シートの見方について、6 団体以外の団体も含めてですが、申請時と実績時を比較した内容になっているため、団体の概要や事業内容、計画等が確認しにくいと感じました。左上の申請内容のところに、現シート下部にある事業計画概要を載せ、右側の実績欄のところに、各事業の参加人数や開催された回数等を載せていただくと見やすいのではないかと思います。また、現シート上部にある申請内容の事業費総額については、金額内訳のところに合計額がございますので、不要だと思います。領収書等の証憑の確認については、すでに事務局側が行っているため、事業内容が適切かどうか等の審査を中心に行えるよう、事業の成果が一目で分かるようにご検討いただければと思います。</p> <p>事務局より回答させていただきます。貴重なご意見をいただきありがとうございます。実績報告の書類に関しまして、今後改善を進めてまいりたいと思います。審査会でいただいたご意見を反映させたものを次回以降作成していきたいです。貴重なご意見ありがとうございました。</p>

<p>榎戸議長：</p>	<p>確かに、必要な情報がバラバラと一面に広がって書かれていると、見る側も大変ですね。また、不要な情報等もあるように思われるため、見直しを検討していただきたいです。</p> <p>他にご質問等いかがでしょうか。他にいらっしゃらないため、投票を行いたいと思います。資料4-5に⑥団体の可否をご記入ください。</p> <p style="text-align: center;">（ 各委員 投票シート記入 ）</p> <p>○が全会一致となりましたので、当該事業は額確定といたします。</p>
<p>榎戸議長：</p>	<p>以上で審査は終了となります。それでは、事務局より連絡事項があればお願いいたします。</p>
<p>事務局：</p>	<p>はい、長時間にわたりご審査いただきありがとうございました。</p> <p>本日の審査に至らなかった、3月提出分の団体に関しましては、4月上旬に書面にて決議をいただく予定です。審査結果につきましては、4月下旬頃に額確定通知書を作成し、お送りする予定です。以上です。</p>
<p>榎戸議長：</p>	<p>以上で、議題（1）「令和7年度市川市市民活動団体事業補助金実績報告の審査」を終了いたします。</p> <p>それでは、議題（2）「その他」に移らせていただきます。何か事務局から議題はございますか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>議題（2）「その他」について、特に議題はございませんが、報告が1点ございます。前回の審査会にて、ヒアリングを行いました団体番号127番「特定非営利活動法人世界の胎音計」への対応に際しまして、ヒアリングを行った経緯や申請書類の修正を依頼するに至った経緯等、事前説明が不足していたとのご意見をいただきましたので、改めてご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、ヒアリングを行った経緯についてご説明いたします。本補助金の審査におきまして、本事業補助金の審査においては、市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準第8条の規定に基づき「市の財源を活用して補助するにふさわしい事業かどうか」、「事業の実施により目的を達成できる見込みのある事業か」などの実施基準がございます。今回、同団体の活動である講演会及びコンサート事業の実施により、「解決したい地域課題」「困っている人」「事業の目的」が市川市民に具体的に「どのような効果をもたらすのか」「どのように還元されるのか」という点におきまして、申請書および事前の質疑回答では解釈することが難しい状況でございました。</p>

同団体は、初めての補助金申請ということもあり、交付申請をサポートすべく可能な限りやり取りを重ねてきましたが、審査会までに委員の皆様適切にご説明するまでの回答を得ることができず、事務局での事前審査では判断が困難であるため、審査会でのヒアリングをお願いした次第でございます。とはいえ、事前にご説明が不足していたことは、事務局として否めないため、この場を借りてお詫びいたします。

続きまして、申請書類の修正についてです。前回の審査会での投票の結果、「条件付きで交付する」となりましたが、先日ご確認いただきました団体への送付文にあるように、団体へ申請書類の加筆修正を求めることとした経緯をご説明いたします。市民活動団体事業補助金交付条例第8条第2項の規定により「申請の内容について、修正を加えて補助金交付決定をすることができる」とされておりますことから、同規定に基づき申請書類の加筆修正を求めるものでございます。また、前回の審査会における委員の皆様の見解及び投票シートにて「事業計画の見直し・目的の見直し」や「目標設定の再考」が必要であるとのご意見をいただいております。これらを踏まえ、交付決定前に申請書類の加筆修正を求めることとしております。団体の事業や活動目的そのものを否定するものではなく、本補助金の目的でもある市民活動団体の支援と、当該活動への市民参加の促進を図り、市民の福祉の増進に資するために必要な事業となるよう、今後も団体をサポートしてまいります。その旨ご理解いただけますと幸いです。

なお、本件につきましては交付を決定しておりますので、現在交付決定通知書に記載する条件について調整をしているところでございます。調整がつき次第適宜ご報告をさせていただきます。

榎戸議長：

ありがとうございます。委員の皆様からご質問はありますか。

それではこれで、令和7年度第2回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。本日は、お疲れ様でした。